

議案第40号

損害賠償の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め、和解を成立させるため、議会の議決を求める。

令和8年5月15日提出

安中市長 岩 井 均

1 事故の概要

発 生 日 令和7年6月23日

発生場所 安中市中宿1丁目1番9号

概 要 介護保険サービス利用に伴う相談対応及びケアプラン作成の為、本市の職員が板鼻在住の利用者宅を公用車で訪問する際に発生した交通事故である。

2 和解の相手方

安中市下間仁田 以下略

3 和解の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として金1,435,018円を支払うものとする。
- (2) 本市と相手方は、本件に関し、本和解事項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。